

1 法規

企業に求められるCSR（Corporate Social Responsibility：社会的責任）やコンプライアンス（倫理・法令・規則遵守）への関心は一層の高まりをみせている。

企業は単に利益を追求するだけでなく、公正な競争環境の下での取引、地域社会への貢献などの社会的責任を果たすことが求められている。

調達において遵守すべき対象は、国内においては取引の一般ルールを規定する民法や、独占禁止法、下請法などだけでなく、労働や人権などに関わる法規・社会規範なども含まれる。社会慣習は明文化されていないことも多い。また、知的財産関連法、個人情報保護法など、新たな法律も多く施行されており、対応が必要になっている。

一方、グローバル調達も一般化してきており、当該の国や地域の法規や慣習に対する理解も必要とされるようになってきている。これらに違反することは、経営を揺るがす事態を招くこともあるので、遵法の精神に則って日常業務を進めることが重要である。

近年は、多くの企業が調達ホームページを開設し、そのほとんどの企業で「関連法規の遵守」「公正な取引」が調達方針として謳われている。担当バイヤーは、調達に関わる法規を十分に理解し、日常業務にあたって遵守しなければならない。

本節では、調達に関わる国内法規の基本について解説するが、全ての法規に言及することはできないので、以下のものを取り上げる。

- ①契約、債務不履行、売買契約、請負契約、みなし規定（民法、商法）
- ②不公正な取引方法の禁止（独占禁止法）
- ③不正競争防止（不正競争防止法）
- ④下請法（下請代金支払遅延等防止法）
- ⑤印紙税法（課税文書）
- ⑥労働者派遣法

本節では取り上げないが、上記以外にも、近年関連が深まっている法規として、廃棄物処理法、環境保護関連法などが挙げられる。これらの法規に関しても概要を把握しておきたい。

1 契約、債務不履行、請負契約（契約の遵守）

■ 1-1 契約自由の原則と債務不履行

民法は社会生活上のさまざまなルールを規定する広範な法律である。調達活動に関わりがある領域で、民法で規定されている主なものは、「契約」「売買」「請負」である。

調達行為は、バイヤー企業とサプライヤー間の契約に基づいて行われる。契約とは、企業や個人の自由な意志に基づいて「複数の意思表示の合致によって成立する法律行為」で

ある。そして、契約が成立すると、双方に「権利と義務が生じる」。また、「契約破棄は、どちらか一方だけの都合では解約できず、双方の合意」が必要となる。

契約にあたっては、4つの契約自由の原則がある（詳細は図4章「8 契約書」参照）。

- ①契約締結の自由
- ②契約相手選択の自由
- ③契約内容の自由
- ④契約方式の自由

契約で発生する権利を「債権」といい、義務は「債務」という。この契約上の義務を果たすことを「債務を履行する」といい、債務を履行できなかった場合を「債務不履行」という。

債務不履行のパターンには、

- ・履行遅滞：納品が納期から遅れたり、支払いが期日から遅れたりする場合
- ・履行不能：何らかの理由で納品ができなかったり、倒産などの理由で支払い不能になったりする場合
- ・不完全履行：納品数の不足や欠陥、資金繰りなどで途中までしか支払えない場合

の3種類がある。

このような債務不履行の場合には、債権者が損をしないように損害賠償をしなければならず、通常は金銭により賠償を行う。

■ 1-2 売買契約・請負契約・製作物供給契約

民法では、契約を13種類に分類している。調達において関係するのは主に、「売買契約」と「請負契約」であろう。また、民法の13類型には含まれない形態だが、広く一般化している契約形態に、「製作物供給契約」がある。

「売買契約」とは、金銭を対価として財産権を移転する契約をいう。契約の成立後は、サプライヤーは製品の引き渡し義務が生じ、バイヤー企業には代金の支払い義務が生じる。いわゆるカタログ購買など、サプライヤーが仕様を決めて販売をしているものを調達する場合の契約方式である。

バイヤー企業の依頼のもとにサプライヤーが受注・製作して納品（販売）することは、民法における「請負契約」にあたる。請負とは、当事者の一方が仕事を完成させることを目的として、仕事を他方に依頼し、発注者がその結果に対して報酬を支払う契約である。

「製作物供給契約」は、当事者の一方が相手方の注文に応じて自分の材料で目的物を製作して供給し、発注者が報酬を支払う契約形態である。この形態は、上記の請負契約と売買契約の混合契約とされる。つまり、製作領域では請負契約の規定で仕事を完成することを約し、供給については売買契約の規定を適用して所有権の移転を約す形態である。

■ 1-3 品質不良（契約不適合）があった場合の損害賠償

請負契約でも、売買契約でも、供給されたものに、きずなどの欠陥や欠点があった場合、発注者は一定の期間、売主に対して修補（欠陥を補うこと＝補修）や損害賠償、契約解除を求めることができる。2020年の改正民法により、追完請求や代金減額請求も可能になった。

請負契約では、仕事の完成が目的であるので、サプライヤーは必ずしも自ら仕事の完成をする必要はなく、下請に出すことは可能であるが、発注者に対する契約不適合責任を負う。

法律には、一般法と特別法という区分がある。一般法は適用対象が広い法であり、特別法は適用対象がより特定されている法をいう。特別法は、一般法に優先して適用される。商法は民法の特別法である。なお、一般法と特別法の関係は、各法律間における関係性であるので、商法は他のさらに適用範囲が特定される法律の一般法でもある。

修補：目的物に種類または品質に関して契約内容に適合しないものである場合、発注者には修補請求権がある。修補に多額の費用がかかり過ぎる時は、修補に代えて損害賠償の形をとる。

損害賠償：発注者は修補の代わりに損害賠償を請求することができる。また、修補をしても損害のある時は、修補と損害賠償の両方の請求ができる。

契約解除：目的物の契約不適合が重大であり、発注者はその使用ができず、修補も無理な場合は、発注者は契約を解除できる。また、仕事の「完成前」であれば、発注側の都合で注文を解除することができる。ただし、既に進んでしまっている仕事に対する対価を支払う必要がある。「完成後」は、重大な契約不適合がない限り、請負契約を解除できない。

追完請求：発注者は、サプライヤーに対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、サプライヤーは、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

代金減額請求：発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

■ 1-4 契約の成立

前述のように、契約は双方の合意により成立する。したがって、本来は発注側からの依頼に対して、受注の承諾により契約が成立する。しかし、継続取引においては、取引の基本事項を取引基本契約により規定し、個々に発注する品目、数量、納期、価格等については、発注書を個別契約として運用しているのが一般的である。

このような個別契約の場合、個別に受注の承諾をとってはいは煩雑であるので、個別契約の規定のうちに「発注書の到着後、○日以内に連絡なき場合には、発注内容を承諾した

ものとみなす」という主旨のみなし規定を入れて運用されている。

なお、契約が成立する「双方の合意」には口頭のものも含まれる。この意味においては、取引上、契約書は必要がないことになる。しかし、現実には双方の合意内容の確認や契約事項の証拠として契約書を残すことが望ましい（下請取引の場合には、書面を残すことが義務づけられている）。

当事者双方の合意内容が取りかわされた契約書上に明記されていれば、その内容が強行法規に反していない限り、優先される。

「強行法規」とは、法規の内、当事者間の合意の有無を問わずに適用される規定をいう。逆に「任意法規」とは、契約などによって内容を変更することが認められている規定をいう。後述する独占禁止法や下請法は、強行法規である。適用の順は、強行法規→契約→任意法規である。このように、契約書には民法などの任意法規の適用を除外する役割もあるため、契約書を残すことは重要である。

2 不公正な取引方法の禁止（独占禁止法）

独占禁止法は、自由経済社会の中、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることを目的としている。独占禁止法では不公正な取引方法が禁止されており、主な禁止行為は以下の通りである。独占禁止法違反に対しては、刑事罰もありうる。

- ①取引拒絶（新規企業の参入を妨害するような行為）
- ②不当廉売（企業が不当に安い価格〈仕入れ価格より安い〉で継続的に販売する行為）
- ③景品付販売（実際のものよりも著しく優良・有利であることを誤認させるような誇大表示などの行為）
- ④抱き合わせ販売（ある商品に関係ない商品を組み合わせで販売する）
- ⑤排他的取引条件（有力な企業が販売会社に自社商品のみを扱うように要求する行為）
- ⑥再販売価格の拘束（メーカーが販売会社に対し自社商品の販売価格を指定する行為）
著作物および公正取引委員会の指定を受けた商品（書籍や音楽用 CD）やタバコなどは例外的に再販行為が認められている。
- ⑦優越的地位の濫用（大企業がその優越的地位を濫用して、取引の相手方に無理な要求を押しつける行為）

優越的地位の濫用に関しては、補完法として下請代金支払遅延等防止法（下請法）がある。下請法については、調達活動との関連が深いので、「6 下請代金支払遅延等防止法（下請法）」で詳述する。

3 不正競争防止

企業活動は、競合他社との厳しい競争においても、公正な競争を心がけることが大切で

あり、顧客やサプライヤーとの良好な関係を維持することで、業界の発展にもつながる。

公正な競争とは、不正に情報を入手しない、営業活動や宣伝で顧客に誤解を与えない、顧客の情報を漏らさない、契約を守り不当な取引を行なわないなどのことである。

不正競争防止法は、民法における不法行為の特別法であり、企業間の公正な競争を守ることを目的としている。民法では不法行為があった場合、損害賠償を要求するのに対し、不正競争防止法では、損害賠償請求だけでなく、違反する行為を止めることを要求できる。

不正競争防止法では9つの禁止行為を規定しているが、特に調達においては、営業秘密に関する不正行為が関係する。これは、以下の行為を禁止するものである。

- ・ 営業秘密を不正に取得する
- ・ 不正に取得した営業秘密を使用・開示する
- ・ 正当に取得した営業秘密を不正な利益を図る目的または営業秘密の保有者に損害を与える目的で使用・開示する

担当バイヤーは、同時に自社の秘密情報を漏洩することがないように注意が必要である。

4 印紙税法（課税文書）

印紙税法は、契約が成立した後に、印紙を貼ることで納税することを規定した法律である。印紙税は、課税文書に印紙を貼って消印をすることで納税するという自主納税的な性格が強い税金である。故意に印紙を貼らなかつたり、印紙額が不足したりした場合には追徴税が課せられる。

■ 4-1 印紙税法上の課税文書

印紙税法では、印紙が必要となる文書を課税文書と呼ぶ。文書の内容によって20種類に区分され、それぞれに印紙税額が定められている。個々の印紙税は、一律もしくは取引金額によって段階的な印紙税額が定められている（本稿では印紙税額には触れない）。文書には、株券（2009年1月より上場企業の株券は電子化された）や社債券のように法令等により定型化された形式があるものや、契約書のように形式・内容等とも自由に作成できるものがある。

契約書のような非定型文書の場合は、その記載内容が課税文書に該当するかどうかの個別判断が必要となる。その方法は、文書の名称や全体的な評価ではなく、その文書の記載事項について個別検討し、その中に課税事項が1つでも含まれている場合には、その文書は課税文書となる。

印紙税法では「契約書とは、契約証書、協定書、約定書、その他、名称のいかんを問わず、契約（その予約を含む。以下同じ）の成立、もしくは更改、または契約の内容の変更、もしくは補充の事実（以下「契約の成立等」という）を証すべき文書をいい、念書、請書

その他契約の当事者の一方のみが作成する文書、または契約の当事者の全部、もしくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解、または商習慣に基づき契約の成立等を証することとされているものを含むものとする。」と規定されている（印紙税法別表第1の課税物件表の適用に関する通則5）。

つまり、一般的な契約書だけではなく、その記載内容によって契約の成立が証明される文書は、全て印紙税法上の契約書に該当することになる。お互いに交換する交渉メモ類も記載内容によっては契約書に該当することになるので注意が必要である。予約契約書や仮契約書等も全て課税対象の契約書に該当する。

なお、先に解説した請負契約の場合、仕事の完成に対する相応の報酬の支払いが必要なので、仕事の完成に関係なく報酬が支払われるような内容の契約や、報酬が全く支払われない内容の契約は、請負契約に該当しないことになるので、印紙は必要ないことになる。

■ 4-2 課税文書作成上の注意点

印紙税法の課税額の規定は、契約金額によって税率の異なるものや一定金額未満のものを非課税としているものがあるが、基本的には、課税文書上に記載されている金額によって税額が判断される。したがって、契約途中に仕様変更などにより契約額の増減が発生し、変更契約書を取りかわす場合などでは、その差額を記載すれば、その額が課税対象となるが、原契約額や変更後の契約を併記する場合には、その全額が課税対象となる。

また、課税文書上には最終的な契約金額が記載されていなくても、単価や数量などによりその契約金額の計算ができる場合には、その計算される金額を記載金額とすることとされている（印紙税法別表第1の課税物件表の適用に関する通則4のホ）。

記載金額に関連して、消費税の契約書への記載の仕方も留意点の1つに挙げられる。印紙税法では、請負に関する契約書を作成する場合で、消費税等の金額が区分記載されている場合には、その金額を印紙税の対象金額に含めないこととされている。したがって、原則的には契約書記載の金額は消費税等を区分し、その旨を記載しておくことになる。

5 労働者派遣法と請負契約

本項では、近年増大する派遣労働者の活用増大に伴い、増大する偽装請負や違法派遣の防止に向けた関連法規のポイント理解を目的とする。ただし、本項で述べる労働者派遣法や請負契約に関する内容はその全容をとらえるものではない。より詳細の理解を図りたい方は、厚生労働省のホームページから種々の資料が掲載されているので、そちらを確認していただきたい。

■ 5-1 労働者派遣法の改正

労働者派遣法（正式には、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」）は、2012年に派遣労働者の保護のための法律であることが明記された。

製造業では、従来より開発業務から製造現場に至るまで様々な派遣労働者の活用が図られてきた。派遣労働者の受け入れ期間は、これまで通訳など専門性の高い26種類の業務では制限がなく、そのほかの一般業務では原則1年、延長しても3年が上限となっていた。2015年の改正により、専門業務と一般業務の区分を廃止し、事実上、期間制限は撤廃された。具体的には、企業の同じ部署における派遣労働者の受け入れ期間を最長3年とし、労働者を入れ替えるか部署を移動すれば、何年でも受け入れることができるようになった。

その他、派遣先企業として注意する点は以下の通りである。

①離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することを禁止する

②派遣先の都合で派遣契約を解除する時に講ずべき措置として：

- ・派遣労働者に新たな就業機会の確保をする
- ・休業手当などの支払いに要する費用の負担をする

③労働契約申込みみなし制度

- ・派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して労働契約の（直接雇用の）申込みをしたものとみなす

さらに少子高齢化による労働人口減少への対策として政府が推進する「働き方改革」を受けて、2020年4月1日より「職務内容が同じであれば（同一労働）、雇用形態に関係なく同じ金額の賃金（同一賃金）を支払う」という「同一労働同一賃金」の義務付けが改正された。

■ 5-2 派遣契約と請負契約の違い

外部リソースの活用という意味では、似た形態として請負契約がある。しかし、派遣契約と請負契約には法律上、明確な違いがある。この違いを正しく理解して活用を図らなければ、偽装請負や違法派遣として罰則を受けることとなる。

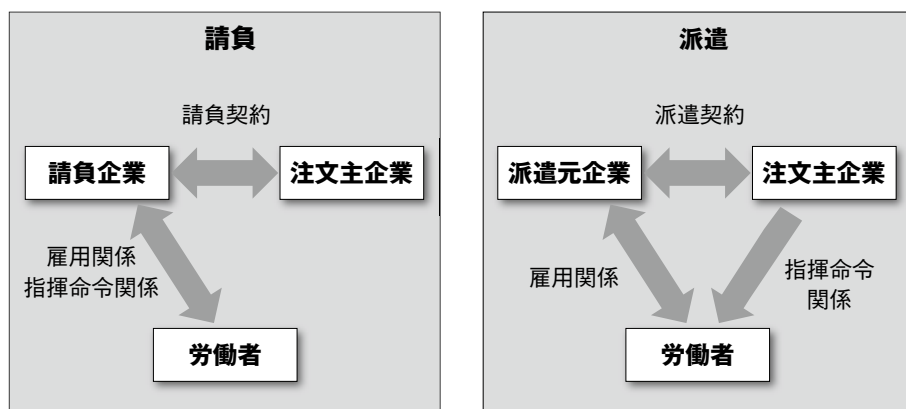
派遣とは、派遣元企業が、派遣先と労働者派遣契約を結び、自己の雇用する労働者を派遣先で労働に従事させることである。労働者派遣法の適用を受ける対象である。

一方、請負契約は、「請負業者が事業者に対し、仕事を完成させることを約束し、事業者が仕事の結果に対し報酬を与える契約」である。

派遣契約と請負契約の違いは、つまり、派遣契約が自社以外の人材を確保することであるのに対し、請負契約は社外に仕事を出すことである。

図表 6-1 は、この二者の形態の違いをまとめたものである。派遣契約では、派遣労働

●図表 6-1 請負と派遣の形態の違い



派遣と請負の区分は、1986年の「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」により判断される。

者に対して、注文主企業である事業者が、指揮命令をすることができる。一方、請負契約では、注文主企業は指揮命令をすることができない。請負契約では、請負元事業主が雇用した労働者を請負元事業主が指揮命令する。請負の場合、請負企業は注文主企業から受けた業務量をこなすが、労働量を指定するわけではないので、注文主企業は請負企業に対して人数や工数を指定はできない。

職業安定法施行規則第4条第一項には、以下4号の規定があり、これらを一つでも満たさない場合は、たとえ請負契約であっても、職業安定法第44条で原則禁止している労働者派遣事業（人貸し）として扱うということが同項に書かれている。

1. 作業の完成について事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものであること
2. 作業に従事する労働者を、指揮監督するものであること
3. 作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること
4. 自ら提供する機械、設備、器材（業務上必要になる簡易な工具を除く。）若しくはその作業に必要な材料、資材を使用し又は企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであつて、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと

請負契約において、注文主企業は請負企業の「労務管理の独立性」と「事実経営上の独立性」を確保することが求められている。労務管理の独立性とは、上述の労働者に対する指揮命令は、請負業者が行わなければならないことを指す。事実経営上の独立性とは、注文企業が請負企業の業務の企画管理などをしてはならないことを指す。

図表 6-2 では労務管理の独立性、図表 6-3 では事実経営上の独立性についての禁止事

●図表 6-2 請負契約の禁止事項：請負契約における労務管理の独立性

指揮命令を直接行うこと	発注者から請負業者の責任者に具体的な注文・依頼をしなければならず、請負業者の社員に指示をしてはならない
業務遂行を評価すること	業務に関する技術的指導、勤怠状況の把握、作業能率の評価をしてはならない
請負社員の労働時間管理すること	発注者が始業、就業時間、休憩時間、休日、休暇などを指示・命令・管理してはならず、発注者は請負業者と事前に打合せし、書面を作成しなければならない (請負業者が出退勤の状況把握を自ら把握する)
	業務の必要上、時間外や休日勤務が必要な場合、発注者が決定せず、請負業者の責任者に連絡しなければならない
	発注者が請負業者の業務の進捗を決定してはならない (納期は指定できる)
	業務量の増減がある場合、事前に発注者から請負業者に連絡しなければならない
服従規律や配置などに関する指示・決定をすること	入退出、服装、職場秩序、風紀維持について発注者が労働者に指示してはならない。(請負業者が自ら判断して労働者に指導する) ※安全衛生、機密の保持について発注者が請負労働者に指示することは問題ない
労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと	請負労働者の勤務場所、配置、労働者の増減の決定、指揮命令者の決定、変更などを発注者が行ってはならない

●図表 6-3 請負契約の禁止事項：請負契約における事実経営上の独立性

資金を援助すること	発注者が労働者に直接賃金を払ってはならない
	発注者が請負業者の事業資金を援助してはならない
請負業者にかわって民法・商法上の責任を負うこと(契約不適合責任など)	発注者は請負業者との契約で、請負業者に損害を与えられた場合について明文化しなければならない。 (納品物に請負業者は請負契約である以上、事業について責任を負わなければならない)
機械・設備、機材、材料などの調達を代行すること(請負業者と賃貸借契約することは可)	機械、設備、資材を発注者が請負業者に貸す場合には賃貸借契約を締結しなければならない。 (機械、設備、資材などの所有関係、購入経路は問題ない)
	保守、修理は請負業者がしなければならない。
	原材料や部品など受け取りや請負業者からの納品は注文書などの書面により確認しなければならない
肉体労働の提供のみを要求し管理業務を代行すること	発注者が請負業者の労働者を訓練し、自ら管理してはならない

項をより具体的に説明したものである。厚生労働省告示第518条で「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」と併せて理解を深めていただきたい。

■ 5-3 委任と準委任

これまで、仕事の完成を委託する請負契約と、他社の雇用する労働者に指揮命令を行い自社の為に労働させる派遣契約の留意点をみてきた。請負契約においては「仕事の完成」といった結果責任を伴うが、業務委託の内容によっては結果を問わない場合や、約束できない場合、あるいは予想できないケースがある。そのような場合は委任契約に該当する。

委任とは民法643条以下において「一方が法律行為をすることを相手方に委託し、双方がこれを承諾する」契約と定められている。弁護士への依頼などはこの典型例である。専門性の高い業務を委託すると言っても、必ずしも法律行為を行う訳ではないので、倉庫管理や警備などは準委任とされる。

つまり、結果責任を課す場合は請負契約、結果責任を問わない法律行為の業務委託は委任契約、結果責任を問わない法律行為以外の業務委託は準委任契約と区分できる。

委任契約や準委任契約は仕事の完成義務がないので、契約不適合責任を負わないが、請負契約は仕事の完成に対して発注者が報酬を支払うので、引き渡し後に欠陥がある場合には、修補義務や損害賠償義務が生じるという違いがある。

■ 5-4 パートタイム・有期雇用労働法

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法や施行規則、同一労働同一賃金ガイドラインが2020年4月1日から施行された（なお中小企業での施行は1年先送りの2021年4月1日より）。以下が改正のポイントである。

- 1) 不合理な待遇差の禁止
- 2) 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
- 3) 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続きの整備

—行政 ADR（Alternative Dispute Resolution）とは、訴訟手続によらない紛争解決方法で、都道府県労働局において無料・非公開の手続きが行える規定が整備された。

6 下請代金支払遅延等防止法（下請法）

下請代金支払遅延等防止法は、一般的に下請法と呼ばれる法律である。この法律は、1956年に独占禁止法の特別法（補完法）として制定され、その後何度も改正されている。

本項では、公正取引委員会・中小企業庁から出されている『下請取引適正化推進講習会テキスト』から抜粋して、法規の概要説明をする。このテキストは、公正取引委員会のホームページから、ダウンロードすることができる。

■ 6-1 下請法の目的

下請法は、親事業者の下請事業者に対する不公正な行為の防止を図り、下請事業者の利益保護を目的とするものである。特に、独占禁止法の違反事件処理を簡素化し、より迅速かつ効果的に下請事業者の保護を図るために制定されたものである。そのために、優先的地位の濫用行為や違反行為の排除措置の内容を具体的に規定している。

下請法では、図表 6-4 のように、4つの義務、11の禁止事項、3つの罰則が規定されている。

■ 6-2 下請法の対象

下請法が対象とする取引の内容は製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託である。製造委託とは、事業者が他の事業者に物品の規格、品質、性能、形状、デザイン、ブランドなどを指定して製造（加工も含む）を依頼する場合をいい、修理委託は上記物品の修理の依頼をいう。

●図表 6-4 下請法における義務と禁止事項、罰則規定

親事業者に対する 4つの義務	1) 書面の交付義務（第3条） 2) 書類の作成・保存義務（第5条） 3) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2） 4) 遅延利息の支払義務（第4条の2）（遅延の場合は、年率14.6%の利息をつけて支払うこと）
親事業者に対する11の 禁止行為 (第4条)	1) 受領拒否の禁止 2) 下請代金の支払遅延の禁止 3) 下請代金の減額の禁止 4) 返品禁止 5) 買い叩きの禁止 6) 購入・利用強制の禁止 7) 報復措置の禁止 8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 9) 割引困難な手形の交付の禁止 10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止 11) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
罰則規定	1) 4条に違反があった場合、公正取引委員会が勧告を行う。 公正取引委員会は違反事業者が勧告に従うか否かにかかわらず、公表できる。 2) 書面未交付、書類の未作成・不保存 3) 書面調査への未報告・虚偽報告、立入検査の忌避・妨害 上記の場合、行為担当者個人および会社が罰せられる。(50万円以下の罰金)

出典：公正取引委員会・中小企業庁「下請け取引適正化推進講習会テキスト」

情報成果物作成委託と役務提供委託は、2003年の法改正で追加され対象に含まれるようになったものである。情報成果物作成委託は、プログラム、映画、放送番組、設計図、デザイン、広告など、役務提供委託は、運送、倉庫保管、情報処理などをその内容としている。

下請取引としての認定は、発注者たる親事業者と受注したものを提供する下請事業者の双方の資本金・出資金の額により画一的に規定される。親事業者の資本金・出資金が3億円を超える場合、下請と規定されるのは、資本金・出資金3億円以下の個人を含む事業者である。親事業者の資本金・出資金が1000万円から3億円以下の場合には、1000万円以下の個人を含む事業者が対象となる。

情報成果物作成委託と役務提供委託の場合では、規定額が低くなっている。親事業者の資本金・出資金が5000万円を超える場合には5000万円以下の事業者が、親事業者の資本金・出資金が1000万円を超え、5000万円以下の場合には1000万円以下の事業者が下請事業者となる。

また、商社経由で取引をする場合、その商社の製造委託内容への関わりにより、次のように規定されている。商社が購買代行業務を行っているにすぎず、製造委託内容に関与していない場合は、商社は下請法の対象ではなく、加工業者が下請対象となる。商社が製造委託内容に関与しており、商社が下請法対象の規模である場合は、商社が下請業者となる。

購買代行業務とは、「注文書の取次ぎ、下請代金の請求・支払い等」を指す。

さらに、親事業者が下請法適用を逃れるために、資本金3億円（または5000万円）以下の子会社を設立し、この子会社が発注者となって委託を行うことを封ずるために、以下の2条件を満たしている場合には、子会社が親事業者とみなされ、下請法が適用される。

- ①親会社から役員の任免、業務の執行また存立について支配を受けている場合（役員の過半数が親会社の関係者もしくは実質的な任免を親会社に支配されている場合など）
- ②親会社からの下請取引の全部または相当部分（50%以上）を再委託する場合

建設工事の請負においては、建設業者が、業として販売する建設資材の製造を他の事業者へ委託することは製造委託に該当し、また、業として提供する建築物の設計や内装設計を他の事業者へ委託することは情報成果物作成委託に該当する。

建設工事の請負に関しては下請法の対象ではないが、建設業法によって①不当に低い請負代金の禁止（第19条の3）、②不当な使用資材等の購入強制の禁止（第19条の4）、③下請代金の支払（第24条の3及び5）などの法律適用があるので下請法同様の注意を要する。

■ 6-3 下請法における親事業者の4つの義務

(1) 書面交付の義務

親事業者は注文をする際に、発注の都度、直ちに書面（発注書）を交付することを義務

づけられている。発注書の内容は、親事業者名、下請事業者名、委託日、発注内容、納品日、金額、支払期日、納品場所に加え、手形を交付する場合の満期日や支払比率（一括決済方式で支払う場合の詳細～図4章「8 契約書」参照）、検取時に検査を行う場合の検査完了期日を明確にすることが求められる。また、原材料などを有償支給した場合には、その品名、数量、対価および引渡し期日、決済の期日および方法を明記することが必要となる。

下請取引は継続的に行われることが多いので、取引条件についての基本事項が一定している場合には、これらの事項を予め通知しておくことで、個々の発注に際して交付する書面への記載が不要になる。

金額については、発注時点で具体的な金額算出が困難なやむを得ない事情がある場合には、金額の算定方法を明記する。具体的な金額が算定されないケースとしては、

- ① 試作品の製造委託
- ② 修理してみないと費用が算出できない修理委託
- ③ 原材料費などが外的要因により変動する
- ④ プログラム作成委託で、技術者の技術水準ごとの作業時間に応じて代金が支払われる
- ⑤ 一定期間を定めた役務提供委託であって、当該期間に提供した役務の種類及び量に
に応じて代金が支払われる

などの場合がある。

いずれの場合も、算定方法は自動的に金額が確定されるようになっていなければならない。

また、予め下請事業者の承諾を得て、EDIや電子メール、Webサービス等の方法で電子受発注することにより書面の交付に代えることは認められているが、下請法遵守の観点から十分留意事項（承諾方法、費用負担など）に配慮する必要がある。

(2) 書面等の作成・保存義務

前項で説明した発注書は、保存を義務づけられている。保存期間は2年間である。

（要件を満たせば、電磁的方法による取引記録の保存は有効である）

(3) 下請代金の支払期日を定める義務

下請代金は、原則として受領日から60日以内の支払いを義務づけられている。

下請法における受領は、受入検査の有無を考慮しない。発注された製品が納入された日付が起算日となることに注意が必要である。逆に、納入される前に親事業者が検査のために下請事業者を訪れて検査を行う場合には、検査開始日が受領の起算日とされる。

一方、約束された納期日以前の納品に対して、親事業者には受け取りの義務は発生しない。その場合でも、仮受領の手続きをせず受け入れた場合には、受領日が起算日とされる。仮受領の手続きをとった場合には、発注書に記されている納期が起算日となる。

また、不良などの理由によりやり直しとなった場合には、やり直しされた製品の納入が

起算日となる。

(4) 遅延利息の支払義務

支払い遅延が生じた場合には、受領後 60 日を経過した日から支払いをする日までの期間について、年利 14.6% の遅延利息を支払う義務がある。

以上が、下請法に規定されている 4 つの義務である。

■ 6-4 下請法における親事業者の 11 の禁止事項

続いて、親事業者の 11 の禁止事項について、各禁止事項の概要を、図表 6-5 にまとめたので、主な内容を個々に説明していく。

(1) 受領拒否の禁止

受領拒否とは、下請事業者の給付の全部または一部を受け取らないことであり、次のように規定されている。「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を拒むこと」。「受領」とは、「検査の有無に関わらず、目的物を受け取り、自己の占有下に

●図表 6-5 下請法による 11 の禁止事項の概要（下請法、第 4 条）

禁止事項	概要
受領拒否の禁止	注文した物品等の受領を拒むこと
下請代金の支払遅延の禁止	下請代金を受領後 60 日以内に定められた支払期日までに支払わないこと
下請代金の減額の禁止	あらかじめ定めた下請代金を減額すること
返品禁止	受け取ったものを返品すること
買い叩きの禁止	類似品等の価格または市価と比べて著しく低い下請代金を不当に定めること
購入・利用強制の禁止	親事業者が指定するもの・役務を強制的に購入・利用させること
報復措置の禁止	下請事業者が親事業者の不正な行為を公正取引委員会または中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること
有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付にかかる下請代金の支払い期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること
割引困難な手形の交付の禁止	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形 [※] を交付すること ※繊維業 90 日、その他の業種 120 日を超える長期の手形
不当な経済上の利益の提供要請の禁止	下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること
不当な給付内容の変更・やり直しの禁止	費用を負担せずに注文内容を変更し、または受領後にやり直しをさせること

出典：公正取引委員会・中小企業庁「下請け取引適正化推進講習会テキスト」

置くこと」を指す。

下請法では、下請事業者の保護を目的としているため、「下請事業者の責に帰すべき理由」も、下請事業者にとってその責は狭くとらえることが求められる。下請事業者の責に帰すべき理由は、

- ・注文内容と異なる場合
- ・契約不適合がある場合
- ・注文書に明記された納期に納入されない場合

に限定される。これらの判断基準は、注文書に明記されていることが条件である。委託内容や納期が注文書に明記されていない場合、検査基準が不明確である場合、納期が下請事業者の事情を考慮せずに一方的に決定された場合、原材料などを支給する契約で発注時に決めた支給日より遅れて支給した場合などでは、下請事業者の責に帰すことができない。

納期の延期や発注取り消しなどにより、発注時に定められた納期に給付の全部や一部を受け取らない場合や、恣意的に検査基準を変更し、従来合格としていたものを不合格とすることなどの場合も、受領拒否に含まれる。

(2) 下請代金の支払い遅延の禁止

「納品から60日以内に支払わないこと」の禁止である。請求書の未提出を理由に支払わないこと、支払日が金融機関休業日である場合、書面で合意することなく翌営業日に支払うことも支払い遅延にあたるので注意が必要である。

(3) 下請代金減額の禁止

「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」の禁止である。減額には、下請代金の総額を維持したままであとから数量を増加させることや、あらかじめ支払手段を「手形払い」に定めているものを一時的に現金で支払う場合において、手形払いの場合の下請代金の額から短期の自社調達金利相当額を超える額を差し引くことも含まれる。

受領拒否と同じように、下請事業者の責に帰すべき理由とは、下請事業者にとって狭く考えることが求められる。

ボリュームディスカウントには、以下の3条件を満たす場合には下請代金の減額に該当しないという特例が認められている。ボリュームディスカウントとは、親事業者が下請事業者に対して一定期間内に一定数量を超えた発注を達成した場合に、下請事業者が親事業者に対して支払う割戻金のことである。

以下が満たすべき3条件である。

- ①当該割戻金の内容について、個別品目ごとの値決め交渉の一環として、親事業者と下請事業者間で十分な協議がなされ
- ②その合意した内容が、あらかじめ取引条件として合意・文書化され

③その合意内容と発注書面に記載されている内容を合わせて、実際の下請代金の額とする

ことが合意されている

要は、発注前にあらかじめ協議して合意・文書化がなされ、その内容が発注書に明記されていることが求められるわけである。

調達においては、定期 CR (Cost Reduction) の取組みを行っている企業が大半であろう。

この定期 CR の際の注意点として、新単価が適用できるのは、親事業者と下請事業者の協議により単価改定が行われた時点以降に発注する分からである。

新単価の適用時期について、下請事業者と合意が成立していることは、下請代金の減額を正当化することの理由とはならない。交渉が長引くおそれがある場合、「○月納入分から新単価適用」とするよりは、「○月発注分から新単価適用」とすることが望ましい。

(4) 返品の禁止

「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、目的物を受領後、返品すること」の禁止である。次のような条件が満たされる場合には、返品ややり直しが認められる。

- ①目的物が発注書に明記された依頼内容と異なる場合、または、目的物に契約不適合がある場合で、受領後速やかに引き取らせる場合
- ②継続的取引における抜き取り検査で、直ちに発見できる欠陥について、返品を認めることがあらかじめ合意・文書化され、遅くとも部品の受領後、該当品の最初の支払時までには返品する場合

注意すべきは、返品をする場合には、「受領後速やかに」と規定されていることである。通常この期間は、受領後 2、3 日以内とされる。したがって、受入検査のやり方や納品されたものの在庫期間によっては、返品が認められない場合も出てくる。

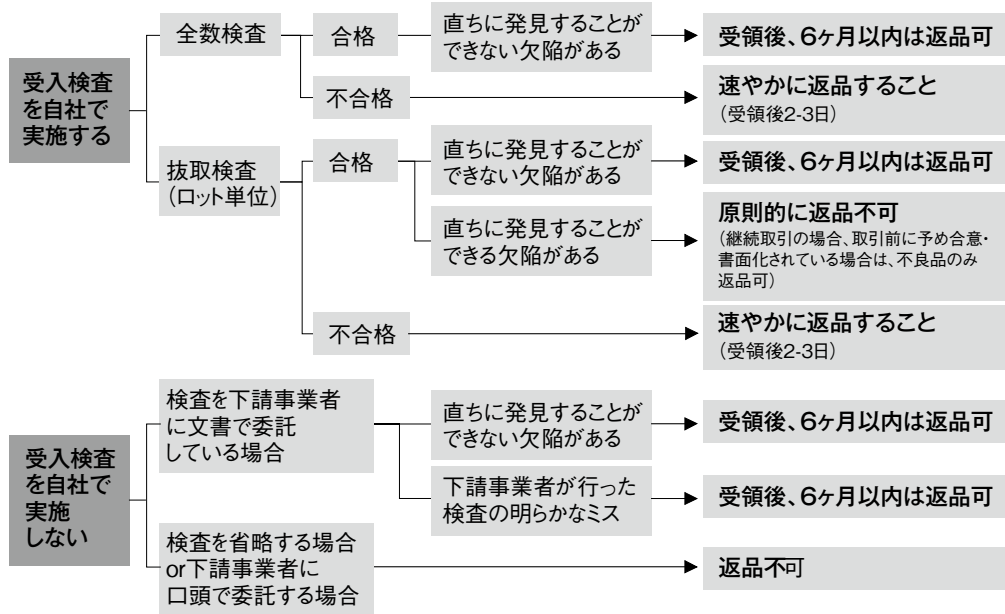
図表 6-6 は、受入検査の方法と返品可能期間の関係をまとめたものである。受入検査を抜き取りで実施している場合で、いったん合格とされたロットに不合格品がある場合には、原則的に返品が認められない。ただし、継続取引の場合で、事前に合意が文書化されている場合には、この限りではない。また、受入検査を省略する場合や文書化せずに下請事業者に検査を委託する場合には、返品は認められていない。

(5) 買い叩きの禁止

買い叩きとは、「給付の内容と同種または類似の内容の給付に対して、通常支払われる対価と比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること」である。買い叩きに該当するかどうかは、下請代金の額決定にあたり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなどの対価決定の方法や、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況および当該給付に必要な原材料等の価格動向などが考慮され判断される。

具体的には、次にあげるような各項目が、買い叩きと判断されるおそれがある。

●図表 6-6 検査方法と返品可能期間



出典:公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」を参考に作成

- ① 多量の発注を前提に見積をさせ、その見積価格の単価で少量発注の場合の単価とすること
- ② 下請業者に見積をさせた段階より発注内容が増えたにも関わらず、下請代金の見直しをせず、当初の見積額を下請代金の額とすること
- ③ 一律に一定比率で単価を引き下げて、下請代金の額を定めること
- ④ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常より低い単価で下請代金の額を定めること（指値）
- ⑤ 合理的な理由なく特定の下請業者を差別的に取り扱い、他の下請業者よりも低い下請代金を定めること
- ⑥ 同種の給付について、特定の地域・顧客向けであることを理由に通常より低い下請代金の額を定めること
- ⑦ 情報成果物作成委託において、給付の内容に知的財産権が含まれる場合、その知的財産権の対価について下請業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること
- ⑧ 原材料価格が大幅に高騰したため、下請業者が単価引き上げを求めたのにもかかわらず、システム上の取り扱いが煩雑になるとして、下請業者と十分協議することなく、一方的に、従来どおりの単価に据え置くこと
- ⑨ 発注内容に対応するため、下請業者が品質改良等に伴う研究開発費用が増加したにもかかわらず、一方的に通常支払われる対価より低い対価で下請代金の額を定めること

(6) 購入・利用強制の禁止

購入・利用強制とは、「給付の内容を均質化し、またはその改善を図る必要性がある場合、その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させること」である。

具体的には、次にあるような各項目が、購入・利用強制と判断されるおそれがある。

- ① 調達や外注担当者など下請取引に影響を及ぼすこととなる者が、下請事業者に購入・利用を要請すること
- ② 下請事業者ごとに目標額または目標量を定めて購入・利用を要請すること
- ③ 下請事業者に対して、購入しなければ不利益な取り扱いをする旨を示唆して購入・利用を要請すること
- ④ 下請事業者が購入・利用する意思がないと表明したにも関わらず、またはその表明がなくとも購入する意思がないと認められるにも関わらず、重ねて購入・利用を要請すること
- ⑤ 下請事業者から購入する旨の申し出がないのに、一方的に下請事業者に物を送付すること

■ 6-5 VMI等の適用にあたっての留意点

SCM改革の一環で、VMI (Vendor Managed Inventory) 等の資産移転のタイミングを遅れさせる取引条件を設定する際には、親事業者は下請事業者と十分協議のうえ、下記の事項について下請事業者にも効用があり、不利が生じないようにあらかじめ書面にて合意する必要がある。

- ① 親事業者は、下請事業者に対して正確な需要予測情報を提示するように努めること。
また、親事業者が下請事業者に提示する需要予測情報は予測であり、製造委託を確約するものではないこと
- ② 注文書（部品数量、納期を明示したもの）の交付時期はリードタイムを踏まえて明確に定めること（VMIでは通常、注文書を発行しないが、下請法の注文書発行の義務を果たすためにEDI等で注文データ・注文請けデータの受送信を行うこと）
- ③ 毎月の下請代金の額を算定する締切日において、親事業者が実際に受領した数量が注文書記載の数量の合計を下回る場合に、その乖離の範囲を可能な限り最小限の範囲内にあらかじめ定めることとし、乖離が当該範囲を超えて下回る場合には、親事業者は締切日に受領すること
- ④ 当該部品の製造委託が終了する際には、注文書記載の数量の部品を親事業者が全て受領すること
- ⑤ 親事業者が実際に受領した数量と注文書記載の数量の合計に乖離がある場合には、数量の乖離があらかじめ合意された範囲内にあるとしても、その乖離によって下請事業者に生じる費用（保管費用、運送費用等）は親事業者が負担すること

- ⑥親事業者が下請事業者に対して、十分な時間的余裕を持って製造委託の開始時期および終了時期を通知すること

製品の販売状況などに応じ、発注量の変動する部品にVMI等を適用させた製造委託の場合、下記の事項への留意が必要である。

- ①親事業者は、1週間に1度、先行所要情報をオンラインまたはWeb上で下請事業者に提示する（先8週間程度の需要予測情報）
- ②親事業者は下請事業者に対し、当該製品の生産リードタイム（例えば1週間）をおいて、「納期」「部品数量」などを記載した注文書を発行する
- ③親事業者は下請事業者に対し、注文書記載の数量の微調整を行うため、納期1日前に納入指示書を交付し、下請事業者は納入指示書の数量に基づき親事業者に納品する
- ④親事業者は、VMI等を採用した部品の製造委託が終了した際に、親事業者が受領した数量の合計が注文書記載の数量の合計を下回る場合には、注文書に記載された数量を引き取る
- ⑤下請代金の支払いは、親事業者が受領した数量を月末に締め、それに対応する下請代金を翌月末に支払う
- ⑥先行所要情報は、需要予測であり、注文書記載の数量を超えて当該需要予測に基づき生産した数量の部品は、親事業者は引き取る義務はない

■ 6-6 罰則規定

これまで、説明してきた禁止事項に対する違反があった場合、公正取引委員会が勧告を行う。公正取引委員会は、違反事業者が勧告に従うか否かに関わらず、勧告の事実を公表できる。

公正取引委員会は、

- ①書面未交付、書類の未作成・不保存
- ②書面調査への未報告、虚偽報告
- ③立入検査の忌避・妨害

が明らかになった場合には、違反行為の担当者および会社を罰することができる（50万円以下の罰金）。

■ 6-7 下請法のまとめ

これまで述べてきた下請法の概要をまとめると、以下の通りである。調達の取引において、下請法に関わることは多くあるので、特に改正時には、より理解を深めて日常の業務を進めていただきたい。

- ①親事業者と下請事業者は、資本金の額と取引内容によって画一的に分類される
- ②発注内容や取引条件を明確化することが必要である

③発注の都度、書面を交付することが義務づけられている

④独占禁止法による審判とは別の勧告手続きを規定し、法改正により勧告に従っても公表できるようになった

⑤行政機関に親事業者と下請事業者に対する立入検査権を認めている

公正取引委員会は、中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、2016年12月に50年ぶりの運用改正を行った。以下はそのポイントである。

- 1) 経済合理性や十分な協議を欠いた要請はしない
- 2) 人手不足や最低賃金の引上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するように協議する
- 3) 親事業者の事情によって下請事業者に金型・木型等の保管を求めている場合には、親事業者が費用負担する
- 4) 下請代金の支払いは可能な限り現金で行う。手形やファクタリングによる場合は、割引料を下請事業者負担させない